

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2014-20573(P2014-20573A)

【公開日】平成26年2月3日(2014.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-006

【出願番号】特願2012-156097(P2012-156097)

【国際特許分類】

F 2 3 B 90/08 (2011.01)

F 2 3 B 60/00 (2006.01)

【FI】

F 2 3 B 90/08

F 2 3 B 60/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月3日(2014.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1) ストープ本体の前面部位に、内部を観察し得る透明な覗窓が設けられてなる一方、かかるストープ本体の内部空間が、下側の燃焼室と上側の燃焼ガス排出室とに仕切られて、該燃焼室における薪材の燃焼にて生ずる燃焼ガスが該燃焼ガス排出室に導かれた後、該ストープ本体の上部に設けられた煙突を通じて、外部に排気されるように構成した薪ストーブにして、

二つの壁間の空間を仕切って、二次空気通路と燃焼ガス通路とが独立して形成されてなる二重壁構造の仕切壁を、前記ストープ本体の前面側から背面側に向かって下傾する形態において、該ストープ本体の内部空間を二つに仕切るように配設して、前記燃焼室と前記燃焼ガス排出室とを形成してなると共に、

該仕切壁内の前記二次空気通路を、該仕切壁の傾斜方向の下端部において前記ストープ本体の背面部位に設けられた二次空気供給部に連通せしめて、該二次空気供給部を通じて外部から二次空気が導入せしめられる一方、該仕切壁の傾斜方向の上端部において前記燃焼室内に開口するように設けられた空気吹き出し口から、該仕切壁内の二次空気通路を通った二次空気が、前記ストープ本体の前面部位に設けられた覗窓の燃焼室側面に吹き出されるようにして、燃焼室内に供給され、

前記仕切壁内の前記燃焼ガス通路に、該仕切壁の前記上端部側において前記燃焼室に開口する燃焼ガス取入口を設ける一方、該仕切壁の前記下端部側に位置して、前記燃焼ガス排出室に開口する燃焼ガス排出口を設け、更に該燃焼ガス排出口には、未燃焼ガスの燃焼触媒を配設せしめて、前記燃焼室内に生じた燃焼ガスが、前記燃焼ガス取入口から前記燃焼ガス通路に導入され、そして該燃焼ガス排出口に設けた燃焼触媒を通過して、前記燃焼ガス排出室内に排出されるように構成したことを特徴とする薪ストーブ。

(2) 前記燃焼触媒の配設部位の上方に位置するように、蓄熱板が、前記ストープ本体の天井部を貫通して配設されている前記態様(1)に記載の薪ストーブ。

(3) 前記燃焼ガス取入口と前記燃焼ガス通路と前記燃焼ガス排出口と前記燃焼触媒とからなる排ガス排出機構の複数が、それぞれ、前記仕切壁内に互いに独立した形態において並列して設けられていると共に、それぞれの排ガス排出機構の前記燃焼触媒の上方に、蓄熱板が、前記ストープ本体の天井部を貫通して、それぞれ配設されている前記態様(1)

)又は前記態様(2)に記載の薪ストーブ。

(4) 前記ストーブ本体の背面部位が二重壁構造とされ、その二つの壁間の内部の空所が、前記二次空気供給部とされると共に、外部から導入された空気が、かかる二次空気供給部を通して、前記二次空気通路に供給されるようにした前記態様(1)乃至前記態様(3)の何れか一つに記載の薪ストーブ。

(5) 前記仕切壁に設けた前記空気吹き出し口と前記燃焼ガス取入口との間に位置して、それら空気吹き出し口と燃焼ガス取入口との間の空間を仕切るように、下方に向かって延びる隔壁が、配設されている前記態様(1)乃至前記態様(4)の何れか一つに記載の薪ストーブ。

(6) 前記ストーブ本体の前面部位に、前記覗窓を備えた開口扉が、開閉自在に取り付けられている前記態様(1)乃至前記態様(5)の何れか一つに記載の薪ストーブ。

(7) 前記ストーブ本体の側面部位に、薪材補充口が設けられており、該薪材補充口を開閉せしめ得る作業扉の薪材補充口の開放作動によって、該ストーブ本体内に薪材の補充等が行なわれ得るようになっていた前記態様(1)乃至前記態様(6)の何れか一つに記載の薪ストーブ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

ところで、本実施形態において、天井壁56は、図7乃至図9に示される如き形態を有している。即ち、天井壁56は鋳鉄製とされており、図7から明らかな如く、ストーブ本体12の上側部分における、前壁30、左側壁34、右側壁21、第一の後壁32の上端部に対応した長手矩形状を呈すると共に、排気口54との干渉を避けるために、上面視台形形状の切欠部134を有している。更に、U字状の切欠を有する取付片136が、側方に四つ突設されている。また、天井壁56の中央部は比較的薄肉とされており、補強リブ138が、ストーブ前後方向(図7における左右方向)に二本、ストーブ左右方向(図7における上下方向)に三本設けられている。